

第 62 回 税 理 士 試 験 所 得 税 法

●はじめに

〔第一問〕の理論については、問1が有限責任事業組合及び任意組合を前提とした損失の取扱いが出題されたが、理論項目としてはあまり対策していない論点であったため、戸惑った受験生が多かったであろう。

問2は、公的年金等及び公的年金等以外の年金の取扱いが出題されたが、こちらは対策された論点であったため、ある程度の解答が作成できたと思われる。

〔第二問〕の計算については、中総合問題が3題出題されたが、ボリュームが多く、また、随所に実務的な要素や判断しづらい論点があったため、基本項目でどれだけ得点できたかがポイントとなるであろう。

Z-62-C〔第一問〕解 答

問1 居住者である給与所得者甲は、平成22年に設立された不動産貸付業を行うA有限責任事業組合及びB任意組合に出資している。

平成24年中のA有限責任事業組合、B任意組合の組合事業から生ずる不動産所得はいずれも損失であった。甲は、この不動産所得のほかに年末調整済の給与所得がある。

この場合の甲の所得税の取扱いについて説明しなさい。

(30点)

I 概 要

A有限責任事業組合について生じた損失については、その損失のうち、その者の調整出資金額を超える部分の金額は、その年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入されない。したがって、調整出資金額相当額までは、損益通算の対象となる。

B任意組合について生じた損失については、甲が特定組合員に該当する場合は、損益通算が認められないが、甲が特定組合員に該当しない場合は、損益通算の対象となる。

なお、それぞれ損益通算の対象となる損失のうち、損益通算しきれない部分は、純損失の金額として、甲が青色申告者の場合は、純損失の繰越控除及び純損失の繰戻し還付の適用が受けられる。

II A有限責任事業組合の損失の取扱い

1 有限責任事業組合に係る所得計算の特例（措法27の2）

(1) 内 容 ⑥

有限責任事業組合から生ずる不動産所得を有する場合においてその組合事業から生ずる損失の金額があるときは、その損失の金額のうちその者の調整出資金額を超える部分の金額は、その年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

(2) 調整出資金額 ②

調整出資金額は、次の①の金額と②の金額の合計額から、③の金額を控除した金額とする。

- ① その年中の計算期間終了時までにした出資金の合計額
- ② その年の前年までの組合員の組合事業から生ずる各種所得の金額の合計額
- ③ その年中の計算期間終了時までを受けた分配金の合計額

(3) 手 続 ②

組合員は、確定申告書に、調整出資金額に関する事項その他一定の事項を記載した書類を添付しなければならない。但し、宥恕規定がある。

また、確定申告書を提出しない場合には、一定の書類を翌年3月15日までに提出しなければならない。

2 損益通算（法69） ③

課税標準の計算をする場合において、1の適用後の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その金額は給与所得の金額から控除する。

3 純損失の繰越控除等（法70、140） ②

1の適用後の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額を純損失の金額といい、甲が青色申告者である場合には、純損失の繰越控除又は繰戻し還付の適用を受けることができる。

Ⅲ B任意組合の損失の取扱い

1 原 則

(1) 損益通算（法69） ⑤

課税標準の計算をする場合において、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その金額は給与所得の金額から控除する。

(2) 純損失の繰越控除等（法70、140） ②

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額を純損失の金額といい、甲が青色申告者である場合には、純損失の繰越控除又は繰戻し還付の適用を受けることができる。

2 特定組合員の不動産所得に係る損益通算等の特例（措法41の4の2）

(1) 内 容 ⑥

特定組合員に該当する個人が、任意組合から生ずる不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額を有するときは、その損失の金額は生じなかったものとみなす。

(2) 特定組合員 ②

特定組合員とは、組合員のうち、組合事業の重要業務の執行に関与し、かつ、その重要業務のうち契約を締結するための交渉等を自ら執行する組合員以外のものをいう。

問2 居住者である乙は、平成24年中に、老齢基礎年金、老齢厚生年金、確定給付企業年金及び乙が保険料を負担した生命保険契約に基づく年金の収入がある。この場合の乙のこれらの年金に係る所得税の取扱いについて説明しなさい。

なお、これらの年金の支払者における源泉徴収については、説明を要しない。 (20点)

I 概 要

老齢基礎年金、老齢厚生年金、確定給付企業年金は、公的年金等に係る雑所得として課税され、乙が保険料を負担した生命保険契約に基づく年金は、公的年金等以外に係る雑所得として課税される。

II 老齢基礎年金、老齢厚生年金、確定給付企業年金の取扱い（法35、36、措法41の15の3）

1 課税方法 [3]

老齢基礎年金、老齢厚生年金、確定給付企業年金は、公的年金等に係る雑所得として他の所得と総合して総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。

この場合において、源泉徴収税額は、原則として、確定申告により精算される。

2 所得の金額 [5]

(1) 公的年金等に係る雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額とする。

(2) その年分の公的年金等に係る雑所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、原則として、その年において収入すべき金額とする。

なお、確定給付企業年金については、自己負担した掛金がある場合には、次により計算した金額は除かれる。

$$\text{年金受給額} - \text{年金受給額} \times \frac{\text{自己負担の掛金}}{\text{年金受給総額}} \quad (\text{小数点3位以下切上})$$

(3) 公的年金等控除額は次に掲げる金額の合計額とするが、その合計額が70万円（年齢65歳以上の者は120万円）未満の場合には70万円（年齢65歳以上の者は120万円）とする。

① 定額控除額……50万円

② 定率控除額……公的年金等の収入金額から定額控除額を控除した残額に一定の率を乗じて計算した金額

III 甲が保険料を負担した生命保険契約に基づく年金の取扱い（法35、36）

1 課税方法 [3]

乙が保険料を負担した生命保険契約に基づく年金は、公的年金等以外に係る雑所得として他の所得と総合して総所得金額を構成し、超過累進税率により所得税が課税される。

この場合において、源泉徴収税額は、原則として、確定申告により精算される。

2 所得の金額 [5]

公的年金等以外の年金に係る雑所得の金額は、その年中の総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

① 総収入金額

$$\text{年金受給額} + \text{年金受給開始日以後の剰余金の分配額}$$

② 必要経費

$$\text{年金受給額} \times \frac{\text{支払保険料総額}}{\text{年金受給総額}} \quad (\text{小数点3位以下切上})$$

IV 確定申告との関係（法120、121③） [4]

居住者は、その年分の所得税の額の合計額が配当控除額等を超えるときは確定申告義務があるが、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の課税退職所得金額以外の課税所得金額に係る所得税については、確定申告を要しない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点が付されていなかったため、答案用紙のボリューム等を考慮して、問1を30点、問2を20点の配点としています。

▶合格ライン◀

問1については、理論項目としては、あまり対策していなかった論点からの出題であったため、与えられた3枚の答案用紙一杯の解答が作成できた受験生はほとんどいないと思われる。したがって、計算の知識をベースにある程度の解答が作成できていれば問題はないであろう。

問2については、年金の種類を限定した形式での出題であったが、解答項目は、ほぼ個別理論に近い内容であり、また、多くの受験生が対策している論点であったため、ある程度正確な解答作成が要求された。

なお、合格ボーダーラインは、問1が10点前後、問2が18点前後、合格確実ラインは問1が15点前後、問2が18点前後と考えられる。

▶解答への道◀

〔問1について〕

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額は、原則として損益通算等の適用があるが、有限責任事業組合及び任意組合については、特例があり、そこにスポットをあてた問題である。それぞれの組合ごとに調整方法が異なるため、それを踏まえて解答を作成しなければならない。

1 有限責任事業組合

有限責任事業組合について損失が生じた場合には、調整出資金額を超える部分を必要経費不算入とする。

したがって、必要経費不算入とした上で、まだ損失が生じている場合には、損益通算の適用が受けられるため、損益通算及び純損失の繰越控除等を、あわせて考えなければならない。

2 任意組合

任意組合について損失が生じた場合には、特定組合員については、その損失は生じなかったものとみなされるため、損益通算及び純損失の繰越控除等の適用はない。

ただし、特定組合員以外については、特例の適用がないため、損益通算及び純損失の繰越控除等の適用があることに注意しなければならない。

〔問2について〕

年金は、雑所得として課税されるが、公的年金等と公的年金等以外の年金では、所得計算の方法が異なる。

したがって、2つの区分に大別して取扱いを述べなければならない。

また、公的年金等の受給者であるため、確定所得申告の特例を説明する必要がある。

問 1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
不動産所得 <u>2,194,960</u>	1. 収入金額 ※ $2,880,000 + 720,000 = 3,600,000 \quad [1]$ ※ 敷金償却 $3,600,000 \times 20\% = 720,000$ 2. 必要経費の額 (合計 755,040) (1) 管理費・その他の費用等 ※ $478,000 + 62,000 = 540,000$ ※ 租税公課 $465,000 \times \frac{8}{12} \times \frac{16\text{坪}}{80\text{坪}} = 62,000 \quad [1]$ (2) 減価償却費 (合計 215,040 [1]) ① 本体部分 $36,400,000 \times 0.9 \times 0.030 \times \frac{8}{12} \times \frac{16\text{坪}}{80\text{坪}} = 131,040$ ② 資本的支出部分 $4,200,000 \times 0.030 \times \frac{8}{12} = 84,000$ 3. 青色申告特別控除額 $3,600,000 - 755,040 \geq 650,000 \quad \therefore 650,000 \quad [1]$ 4. 不動産所得の金額 $3,600,000 - 755,040 - 650,000 = 2,194,960$
事業所得 <u>10,449,504</u>	1. 収入金額 (合計 245,718,200) (1) 売上高 ※ $245,678,200 - 200,000 + 240,000 = 245,718,200$ ※ 自家消費 $300,000 \times 70\% = 210,000 < 240,000 \quad \therefore 240,000 \quad [1]$ (2) 雑収入 $300,000 - 300,000 = 0$ 2. 必要経費の額 (合計 235,268,696) (1) 売上原価 $172,371,300$ (2) 販売費・管理費等 $52,623,800 - 62,000 = 52,561,800$ (3) 修繕費 $367,000 \quad [1]$ (4) 減価償却費 (合計 7,377,250) ① 旧冷暖房設備 $105,624 \times 0.162 \times \frac{3}{12} = 4,278 \quad [1]$

② 新冷暖房設備

$$2,140,000 \times 0.192 \times \frac{10}{12} = 342,400 \quad \boxed{1}$$

③ 太陽光発電装置

$$8,600,000 - 3,200,000 = 5,400,000 \quad \boxed{1}$$

④ 店舗

$$36,400,000 \times 0.9 \times 0.030 - 131,040 = 851,760 \quad \boxed{1}$$

⑤ 自動ドア

$$(20,500 - 1) \times \frac{1}{5} = 4,100 \quad \boxed{1}$$

⑥ 普通自動車

$$242,865 \times 0.319 \times 50\% = 38,737 \quad \boxed{1}$$

⑦ 軽トラックA

$$70,188 \times 0.625 = 43,868 < 1,123,000 \times 0.05274 \quad \therefore \text{改定償却}$$

$$70,188 \times 1.000 \times \frac{9}{12} = 52,641 \quad \boxed{1}$$

⑧ 軽トラックB

$$820,000 \times \overset{\ast}{1.000} \times \frac{10}{12} = 683,334 \quad \boxed{1}$$

$$\ast \quad (48\text{月} - 18\text{月}) + 18\text{月} \times 20\% = 33.6\text{月} \Rightarrow 2\text{年} \quad (1\text{年未満切捨})$$

$$\therefore 1.000$$

(5) 除却損

$$105,624 - 4,278 = 101,346 \quad \boxed{1}$$

(6) 青色事業専従者給与

$$200,000 \times 3\text{月} + 200,000 \times 105\% \times 9\text{月} = 2,490,000 \quad \boxed{1}$$

3. 青色申告特別控除額

0

4. 事業所得の金額

$$245,718,200 - 235,268,696 = 10,449,504$$

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
譲渡所得 ・ 総合課税の長期譲渡所得 $\underline{\triangle 2,367,547}$	・ 総合課税の長期譲渡所得 (1) 軽トラックA $200,000 - (70,188 - 52,641) = 182,453$ 1 (2) ゴルフ会員権 $500,000 - (3,000,000 + 50,000) = \triangle 2,550,000$ (3) 内部通算 $182,453 - 2,550,000 = \triangle 2,367,547$
・ 分離長期譲渡所得 $\underline{2,880,000}$	・ 分離長期譲渡所得 土地 $8,000,000 - (5,000,000 + 120,000) = 2,880,000$ 1
一時所得 $\underline{100,000}$	1. 収入金額 (合計 6,300,000) (1) 満期返戻金 $6,000,000$ 1 (2) 住宅エコポイント $300,000$ 1 2. 支出した金額 $5,700,000$ 3. 特別控除額 $6,300,000 - 5,700,000 \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ 4. 一時所得の金額 $6,300,000 - 5,700,000 - 500,000 = 100,000$

2 課税標準額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
総所得金額 $\underline{10,376,917}$	$100,000 - 2,367,547 = \triangle 2,267,547$ $(2,194,960 + 10,449,504) - 2,267,547 = 10,376,917$ (損益通算の順序 1)
分離長期譲渡所得の金額 $\underline{2,880,000}$	

3 所得控除額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計額 4,741,600	1. 雑損控除 (1) 損失の金額 $(10,000,000 - 9,000,000) + \begin{matrix} ※ \\ 200,000 + 100,000 \end{matrix} = 1,300,000$ $※ \text{ 原状回復支出}$ $4,000,000 \times 30\% - (10,000,000 - 9,000,000) = 200,000$ (2) 足切限度額 $① (10,376,917 + 2,880,000) \times 10\% = 1,325,691$ $② 1,300,000 - (200,000 + 100,000 - 50,000) = 1,050,000$ $③ ① > ② \therefore 1,050,000$ (3) (1)-(2)=250,000 1 2. 医療費控除 <math display="block">(862,300 - 52,500 - \begin{matrix} ※1 \\ 300,000 \end{matrix}) - \begin{matrix} ※2 \\ 100,000 \end{matrix} = 409,800 \text{ 1}</math> $※1 \quad 300,000 < 350,000 \therefore 300,000$ $※2 \quad (10,376,917 + 2,880,000) \times 5\% > 100,000 \therefore 100,000$ 3. 社会保険料控除 $770,000 + 480,000 = 1,250,000$ 4. 生命保険料控除 $① \text{ 旧一般}$ $37,500 + (80,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 45,000$ $② \text{ 旧個人}$ $37,500 + (100,000 - 50,000) \times \frac{1}{4} = 50,000$ $③ \text{ 介護医療}$ <math display="block">110,000 > 80,000 \therefore 40,000 \text{ 1}</math> <math display="block">④ ① + ② + ③ = 135,000 > 120,000 \therefore 120,000 \text{ 1}</math> 5. 地震保険料控除 <math display="block">87,500 > 50,000 \therefore 50,000 \text{ 1}</math> 6. 寄附金控除 <math display="block">\begin{matrix} ※ \\ 373,800 - 2,000 \end{matrix} = 371,800 \text{ 1}</math> $※ \quad 373,800 \leq (10,376,917 + 2,880,000) \times 80\% \therefore 373,800$ 7. 障害者控除 <math display="block">\text{父B} \quad 750,000 \text{ 1}</math> 8. 扶養控除 (合計 1,160,000 1) $① \text{ 父B}$ $1,200,000 - 1,200,000 = 0$ $0 + 300,000 \leq 380,000 \therefore \text{同居老親等 (580,000)}$ $② \text{ 母C}$ $800,000 - 1,200,000 < 0 \therefore 0$ $0 \leq 380,000 \therefore \text{同居老親等 (580,000)}$ $※ \text{ 妻Aは、青色事業専従者のため、配偶者控除適用なし}$

	9. 基礎控除 380,000 10. 所得控除額の合計額 1 から 9 の合計 4,741,600
--	---

4 課税総所得金額等

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 <u>5,635,000</u>	$10,376,917 - 4,741,600 = 5,635,000$ (千円未満切捨)
分離課税の課税長期譲渡所得の 金額 <u>2,880,000</u>	

5 税額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額 <u>1,131,500</u>	1. 課税総所得金額に対する税額 $5,635,000 \times 20\% - 427,500 = 699,500$ 2. 分離課税の課税長期譲渡所得の金額に対する税額 $2,880,000 \times 15\% = 432,000$ 3. 合計税額 $699,500 + 432,000 = 1,131,500$
投資税額控除・住宅特定改修 特別税額控除 <u>290,000</u>	1. 投資税額控除 即時償却の特例を適用するため、適用なし 2. 住宅特定改修特別税額控除 $10,376,917 + 2,880,000 \leq 30,000,000$ ∴ 適用あり (1) バリアフリー改修工事 $1,200,000 \times 10\% = 120,000$ (2) 断熱工事・太陽光発電装置 $(2,000,000 - 300,000) \times 10\% = 170,000$ (3) (1)+(2)=290,000 1
予定納税額 <u>920,000</u>	
申告納税額 <u>△ 78,500</u>	$1,131,500 - 290,000 - 920,000 = \triangle 78,500$

問2

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
利子所得 $30,000$ 1	
不動産所得 $\triangle 692,739$	1. 収入金額 $2,160,000$ 2. 必要経費の額 (合計 $2,852,739$) (1) 支払利息 $620,000$ (2) 管理費・租税公課等 $1,692,000$ (3) 減価償却費 $11,265,390 \times 0.048 = 540,739$ 1 3. 不動産所得の金額 $2,160,000 - 2,852,739 = \triangle 692,739$
給与所得 $27,256,000$ 1	1. 収入金額 ※ $30,000,000 + 480,000 = 30,480,000$ ※ 新株予約権 $1,280 \times 1,000 \text{株} - 800,000 = 480,000$ 2. 給与所得の金額 $30,480,000 \times 95\% - 1,700,000 = 27,256,000$
譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 $\triangle 17,000,000$ ・ 株式等に係る譲渡所得等 $517,900$ 1	・ 分離長期譲渡所得 居住用財産 $40,000,000 - (56,000,000 + 1,000,000) = \triangle 17,000,000$ ・ 株式等に係る譲渡所得等 E株式 $1,800,000 - (1,280 \times 1,000 \text{株} + 2,100) = 517,900$
一時所得 $120,000$ 1	1. 収入金額 (合計 $5,420,000$) (1) 生命保険金 $5,000,000$ (2) オーディオ $700,000 \times 60\% = 420,000$ 1 2. 支出した金額 $4,800,000$ 3. 特別控除額 $5,420,000 - 4,800,000 \geq 500,000 \quad \therefore 500,000$ 4. 一時所得の金額 $5,420,000 - 4,800,000 - 500,000 = 120,000$

2 課税標準額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
総所得金額 18,690,403	1. 不動産所得の損益通算 $30,000 + 27,256,000 - (692,739 - 177,142) = 26,770,403$ ※ 損益通算できない金額 $620,000 \times \frac{33,600,000 - 24,000,000}{33,600,000} = 177,142 \quad [1]$ 2. 居住用財産の損益通算 (損益通算の順序 [1]) $120,000 - 8,200,000 = \triangle 8,080,000$ $26,770,403 - 8,080,000 = 18,690,403$
分離長期譲渡所得の金額 0	損益通算の対象となる金額 $48,200,000 - 40,000,000 = 8,200,000 < 17,000,000 \quad \therefore \triangle 8,200,000 \quad [1]$
株式等に係る譲渡所得等の金額 517,900	

3 所得控除額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
所得控除額の合計額 2,893,186	

4 課税総所得金額等

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税総所得金額 15,797,000	$18,690,403 - 2,893,186 = 15,797,000 \text{ (千円未満切捨)}$
分離課税の課税長期譲渡所得の金額 0	
株式等に係る課税譲渡所得等の金額 517,000	(千円未満切捨)

5 税額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
課税される所得金額に対する税額 3,713,200	1. 課税総所得金額に対する税額 $15,797,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,677,010$ 2. 分離課税の課税長期譲渡所得の金額に対する税額 0 3. 株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額 $517,000 \times 7\% = 36,190$ 4. 合計税額 $3,677,010 + 36,190 = 3,713,200$
税額控除 503,000	1. 認定長期優良住宅新築等特別控除 $18,690,403 + 517,900 \leq 30,000,000$、$260\text{m}^2 \geq 50\text{m}^2$ ∴ 適用あり $33,000\text{円} / \text{m}^2 \times 260\text{m}^2 = 8,580,000 > 5,000,000$ ∴ 5,000,000 $5,000,000 \times 10\% = 500,000$ (百円未満切捨) 1 2. 外国税額控除 (1) 3,000 (2) $(3,713,200 - 500,000) \times \frac{30,000}{18,690,403 + 517,900} = 5,018$ (3) (1) < (2) ∴ 3,000 1 3. 合計 $500,000 + 3,000 = 503,000$
源泉徴収税額 6,656,400	
申告納税額 △3,446,200	$3,713,200 - 503,000 - 6,656,400 = \triangle 3,446,200$

問3

1 各種所得の金額

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程
配当所得 4,050,000	1. 収入金額（合計 4,750,000） (1) F株式 $225,000 \div 0.9 = 250,000$ [1] (2) H株式みなし配当 $\begin{aligned} & \text{※} \\ & 5,000,000 - 50,000 \times 10 \text{株} = 4,500,000 \text{ [1]} \\ & \text{※} \quad \frac{10,000,000}{200 \text{株}} = 50,000 \end{aligned}$ 2. 負債の利子 700,000 3. 配当所得の金額 $4,750,000 - 700,000 = 4,050,000$
給与所得 0 [1]	$400,000 - 650,000 < 0 \quad \therefore 0$
譲渡所得 ・ 分離長期譲渡所得 2,300,000 ・ 株式等に係る譲渡所得等 △200,000	・ 分離長期譲渡所得 (1) 土地 $2,000,000 < 10,000,000 \times \frac{1}{2} \quad \therefore \text{時価課税}$ $\begin{aligned} & \text{※} \\ & 10,000,000 - 500,000 = 9,500,000 \text{ [1]} \\ & \text{※} \quad 200,000 < 10,000,000 \times 5\% = 500,000 \quad \therefore 500,000 \end{aligned}$ (2) マンション $5,000,000 - (12,100,000 + 100,000) = \triangle 7,200,000$ [1] (3) 内部通算 $9,500,000 - 7,200,000 = 2,300,000$ ・ 株式等に係る譲渡所得等 (1) F株式（上場） $10,500,000 - 10,000,000 = 500,000$ (2) H株式（未公開） $(5,000,000 - 4,500,000) - 1,200,000 = \triangle 700,000$ [1] (3) 内部通算 $500,000 - 700,000 = \triangle 200,000$ （未公開）

雑所得 1,370,000	1. 公的年金等 $2,120,000 - 1,200,000 = 920,000$ 1 2. その他の雑所得 (1) 収入金額 700,000 (2) 必要経費の額 ① 150,000 ② $650,000 - 400,000 = 250,000$ ③ ①<② $\therefore$ 250,000 (3) (1)-(2)=450,000 1 3. 雑所得の金額 $920,000 + 450,000 = 1,370,000$
--	--

2 課税標準額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
総所得金額 5,420,000	$4,050,000 + 1,370,000 = 5,420,000$
分離長期譲渡所得の金額 2,300,000	
株式等に係る譲渡所得等の金額 0	未公開株式等に係る譲渡損失の金額は、損益通算できない 1

▶解答への道◀

〔問1について〕

【資料Ⅰ】

1. 青色事業専従者給与

4月から12月までの支給額については、届出をした昇給基準（5%増し）まで必要経費算入が認められる。

2. 冷暖房設備の除却等

旧冷暖房設備は旧定率法で減価償却を行う。（償却方法の変更）

なお、損失発生直前の取得費相当額は、資産損失として必要経費に算入する。

3. 太陽光発電装置の設置費用

工事費用の額から補助金額を控除した金額につき、全額を必要経費に算入する（即時償却）。

4. 建物の改修工事

資本的支出部分に係る減価償却費は定額法で計算し、不動産所得の必要経費に算入する。

修繕部分は、全額を事業所得の必要経費に算入する。

5. 減価償却関係

(1) 建物（店舗）

4月までの期間の減価償却費については、全額を事業所得の必要経費に算入する。

また、5月以降の期間の減価償却費については、賃貸したテナント部分（16坪）に係るものは不動産所得の必要経費に算入し、その他の部分に係るものは事業所得の必要経費に算入する。

(2) 自動ドア

建物（店舗）に附属するものであり、また、年初未償却残額（償却の基礎となる金額）から、建物と同時期に取得し、旧定額法で減価償却を行っていたものと考えられる。

年初未償却残額が取得価額の5%相当額であるため、本年から5分の1均等償却を行う。

(3) 普通自動車

旧定率法で減価償却を行う。（償却方法の変更）

なお、事業専用割合を乗じた50%相当額を必要経費に算入する。

(4) 軽トラックA

定率法で減価償却を行う。（償却方法の変更）

なお、定率法償却費が償却保証額に満たないこととなるため、改定償却を行う。

（注）減価償却費を計上せず、年初未償却残額の全額を取得費とする別解も考えられる。

(5) 軽トラックB

定率法で減価償却を行うが、中古資産であるため、耐用年数の見積りが必要となる。

なお、経過年数に端数があるため、月数に換算して耐用年数を計算する。

6. 自家消費等

自家消費した商品は、販売価額の70%と仕入金額のいずれか多い金額を総収入金額に算入する。

また、広告宣伝用として配布した商品は、仕入金額を必要経費に算入する。（処理なし）

7. 建物に係る満期返戻金及び保険料

一時所得の総収入金額及び支出した金額に算入する。

【資料Ⅱ】

1. 保証金の償却金

20%の償却金は、不動産所得の総収入金額に算入する。

2. 固定資産税等の租税公課

5月以降の期間に係る租税公課については、賃貸したテナント部分（16坪）に係る金額を不動産所得の必要経費に算入する。

【資料Ⅲ】

1. ゴルフ会員権

内部通算後の譲渡損失は、損益通算の対象となる。

2. 負担付贈与により取得した土地の譲渡

負担付贈与により取得した資産の取得価額は、負担した債務の額となる。

したがって、本問における土地の取得価額は、甲が負担した借入金の残額である5,000,000円となる。

【資料Ⅳ】

1. 雑損控除

原状回復支出とその他の支出に区分することが困難なものについては、支出額の30%相当額を原状回復支出とし、残額を資本的支出として取扱う。

なお、災害関連支出（原状回復支出のうち資産損失の基礎価額を超える部分の金額及び土砂の除去費用）が50,000円を超えるため、足切限度額の特例がある。

2. 生命保険料控除

介護医療を含む各区分の控除額の合計額が12万円を超えるため、生命保険料控除の額は12万円となる。

3. 医療費控除

甲の健康診断の費用は、診断後に治療を行っていないため、医療費控除の対象とならない。

入院給付金は、医療費との個別対応で控除するため、入院による医療費を超える給付金は、他の医療費から控除することはできない。

4. 寄附金控除

東日本大震災の義援金は、甲が負担した分のみが対象となる。

なお、東日本大震災に係る寄附金については、課税標準の80%が特定寄附金の限度額とされる。

また、パーティー券の購入金額は、特定寄附金に該当せず、何ら考慮されない。

【資料Ⅴ】

1. 住宅特定改修特別税額控除

特定居住者が、居住用家屋に30万円超のバリアフリー改修工事を行っているため、実額費用の額（150万円限度）の10%（百円未満切捨）の税額控除の適用を受けることができる。

また、特定居住者が、バリアフリー改修工事の他に省エネ改修工事を行っているため、実額費用の額（太陽光発電の設置工事を含む場合には300万円限度）の10%（百円未満切捨）の税額控除の適用を受けることができる。

なお、バリアフリー改修工事と省エネ改修工事のそれぞれについて適用を受けることができるが、この場合の控除額は、両者の合計で30万円（太陽光発電設置工事を含む場合）が限度となる。

2. 住宅エコポイント

一時所得の総収入金額に算入するとともに、住宅特定改修特別税額控除の計算上、実額費用の額から控除する。

〔問2について〕

1. 不動産の賃貸

土地に係る借入金の利子相当額の損失は、損益通算できないが、借入金について建物と土地を取得するために要した金額に区別することができないため、借入金をまず建物の取得に充て、次に土地の取得に充てられたものとして計算をする。

2. 自宅マンションの譲渡等

(1) その年1月1日における所有期間が5年超の自宅マンションを譲渡し、譲渡契約締結日の前日に住宅借入金等を有しているため、譲渡損失の金額を他の所得と損益通算できる。

なお、損益通算できる金額は、住宅借入金等の残高から譲渡対価を控除した額が限度となる。

(2) 認定長期優良住宅を新築して居住の用に供しているため、認定長期優良住宅新築等特別税額控除の適用がある。なお、控除額は、標準的なかり増し費用の額（1㎡あたりの費用×床面積）と500万円のいずれか少ない金額の10%（百円未満切捨）となる。

3. 新株予約権の行使等

特定新株予約権等の行使に係る経済的利益の非課税の要件を満たさないため、行使による経済的利益は給与所得で課税される。

なお、その後株式を譲渡しているが、経済的利益が課税されているため、取得価額は権利行使時における株価となる。

4. 預金利子

国外支店にある預金利子であるため、源泉徴収されず、利子所得で総合課税となる。

なお、納付した外国所得税があるため、外国税額控除の適用がある。

(注) 外国税額控除の計算において、預金利子以外の新株予約権の経済的利益等を国外所得総額に含める別解が考えられる。

5. 満期保険金

生命保険契約の満期保険金は一時所得として課税される。

なお、保険料のうち父が負担したものがあるが、相続時に相続税で権利課税が行われているため、支出した金額に含まれる。

6. オーディオセット

懸賞の賞品（オーディオセット）を受け取っているため、現金正価の60%を乗じた金額が収入金額となる。

なお、その金額が50万円以下であるため、源泉徴収はされない。

〔問3について〕

1. 配当収入

上場配当であり、税引後の金額であるため、0.9で割り戻して収入金額の計算を行う。

なお、負債の利子については、配当収入に資料があること、譲渡株数等の資料が不明であること等を考慮し、配当所得で控除している。

また、上場配当である場合には、総合課税、申告分離課税又は申告不要の課税方法を選択するが、負債の利子を考慮すること及び解答の課税標準に「上場株式等に係る配当所得の金額」がないことを考慮し、総合課税としている。

2. 株式の譲渡

(1) F社株式の譲渡益は、源泉徴収選択口座に係るものであるが、H非上場株式の譲渡損失と内部通算するため、申告不要とはしない。

(2) H株式の譲渡は、発行人に対する譲渡であるため、みなし配当と株式の譲渡の計算を行う。

なお、1株あたりの資本金等の額の計算にあたり利益剰余金は考慮しない。

(3) H株式の譲渡損失は、F株式の譲渡益と内部通算を行い、考慮しきれない金額は生じなかったものとみなす。

3. 土地の譲渡

法人に対する低額譲渡であるため、時価課税となる。

また、相続により取得した資産であるため、被相続人の取得費を引き継ぐが、5%基準が有利となる。

4. 人的役務の提供の対価

特定の者に対して継続的に行うものであるため、家内労働者の特例の適用がある。

この場合の雑所得の必要経費は、実額経費（150,000円）と650,000円から給与所得の収入金額を控除した金額（250,000円）のいずれか大きい金額となる。

● おわりに

合格ボーダーラインは、第一問が25点前後、第二問が20点前後、合計45点前後と考えられる。

合格確実ラインは、第一問が36点前後、第二問が30点前後、合計66点前後と考えられる。

【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- 解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではありません。
- 解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- 解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了承ください。
- 解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。